

相続税・贈与税

ディベートから学ぶ税金入門 第3回

2020年9月20日（日）

信州大学 橋本彩

1

相続税・贈与税とは

相続税：個人が、亡くなった方（被相続人）から
相続財産を取得した場合に、
その取得した財産に課される税金

被相続人の遺産を、

①相続で受け継いだ場合や、

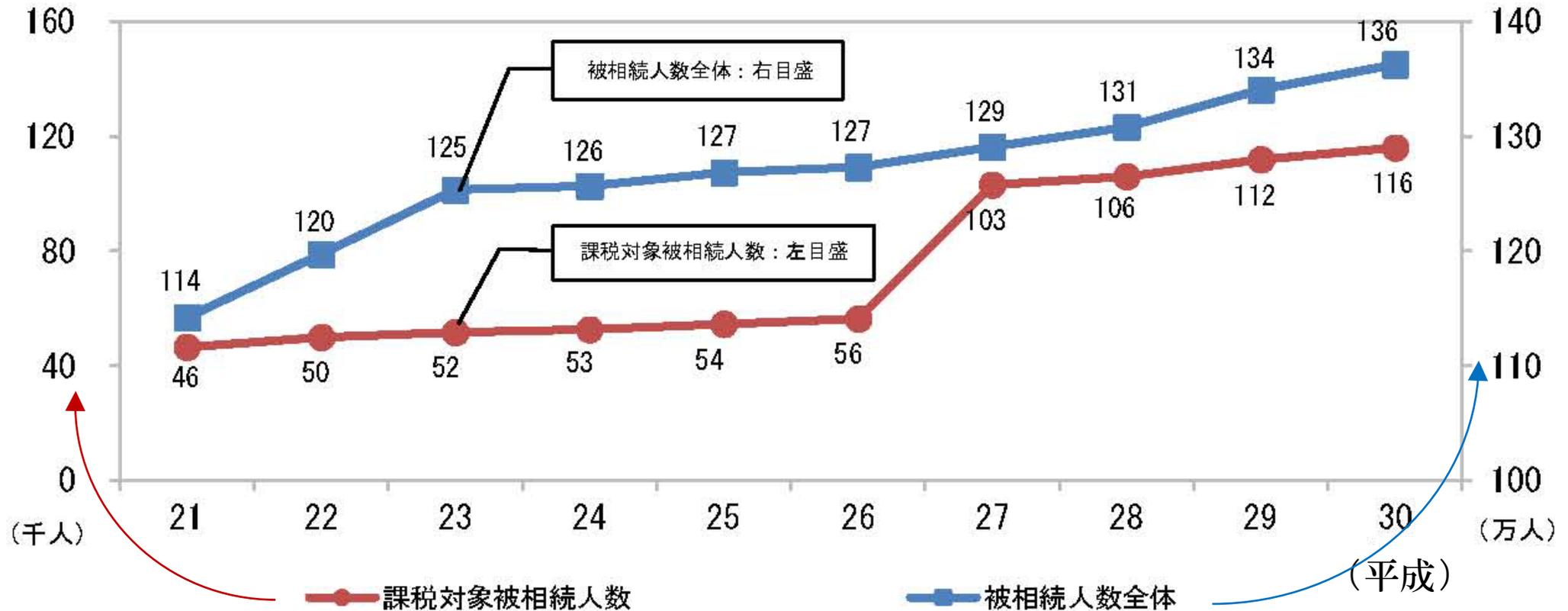
②遺言によって遺産を受け継いだ場合に、

その遺産となる金額が大きいとかかる税金で、

相続税は遺産総額が一定の金額を超える場合に、課される

贈与税：相続税を回避して生前贈与することを防止する

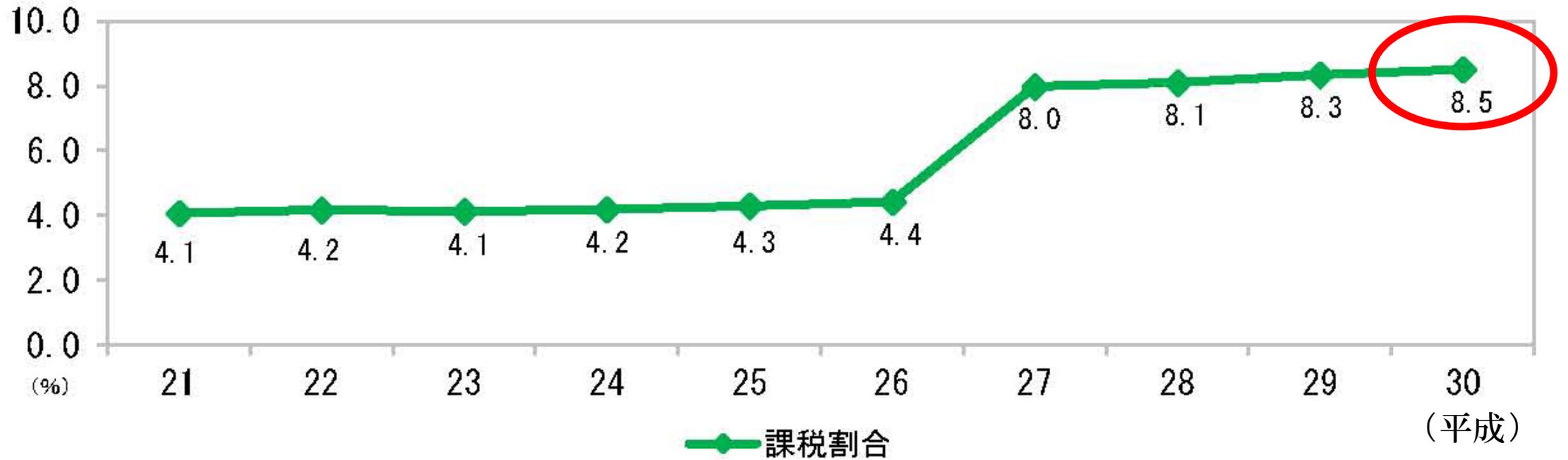
被相続人の推移



国税庁HP「相続税の申告実績の概要」より

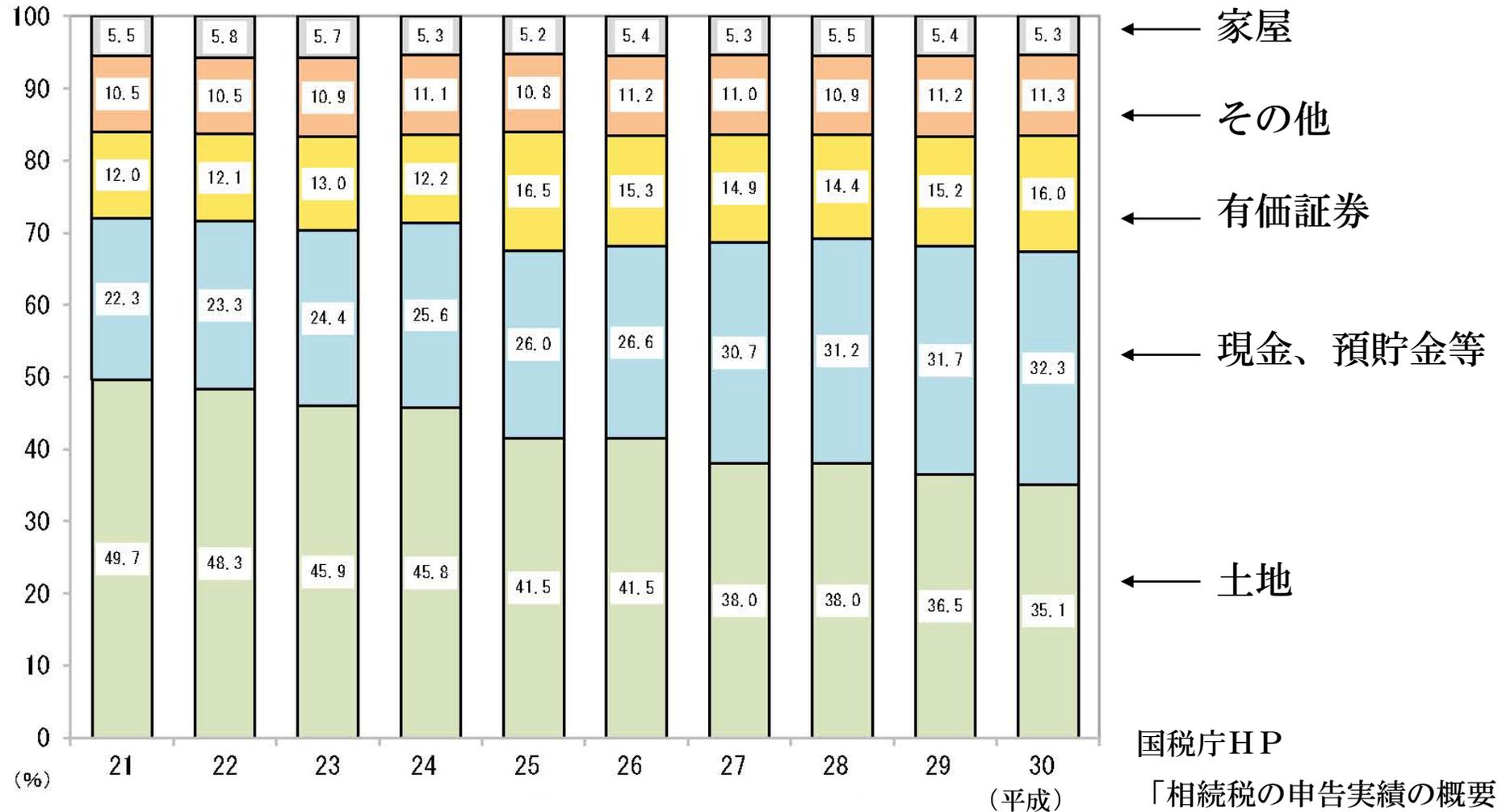
課税割合の推移

意外に
少ない！



国税庁HP「相続税の申告実績の概要」より

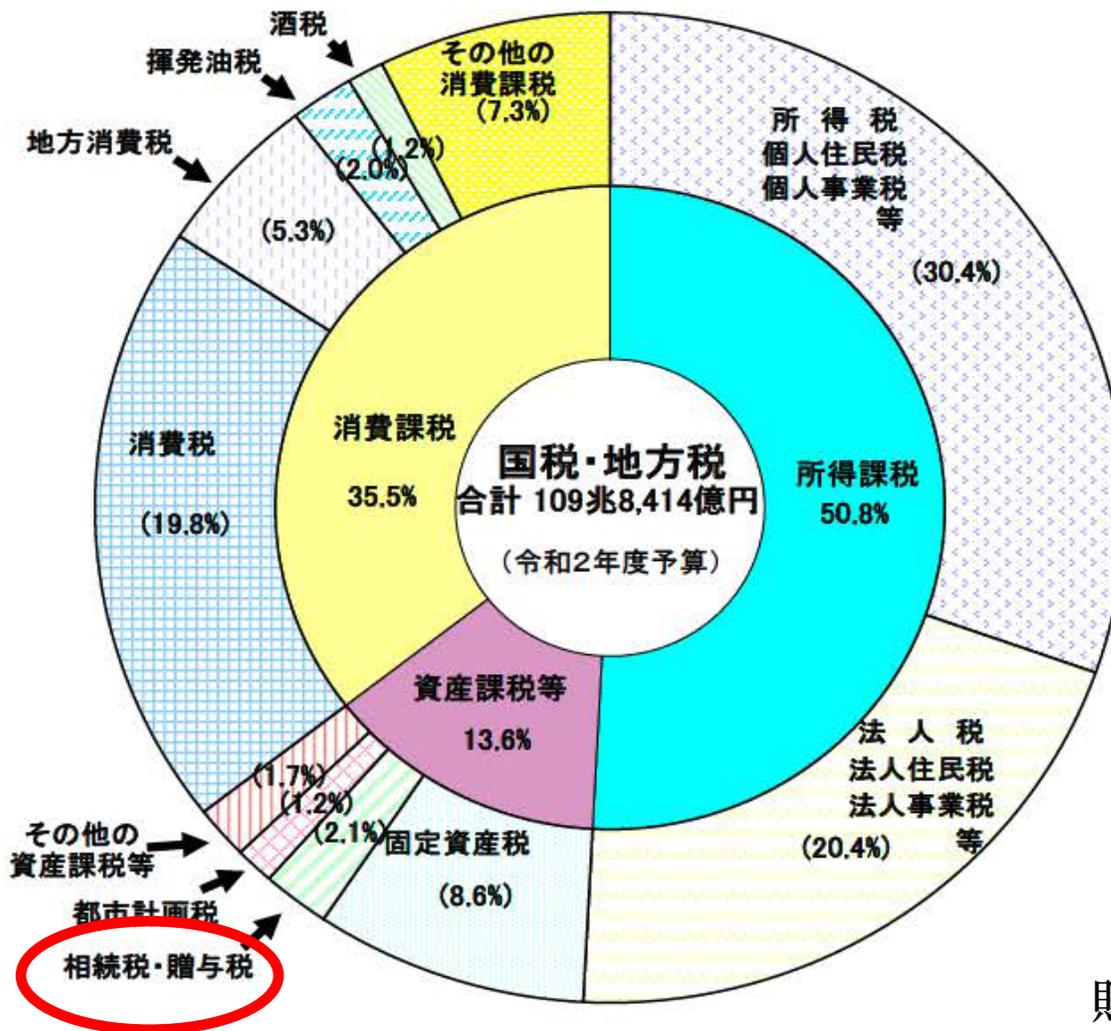
相続財産の金額の構成比の推移





相続税・贈与税は なぜあるのか？

税収の内訳

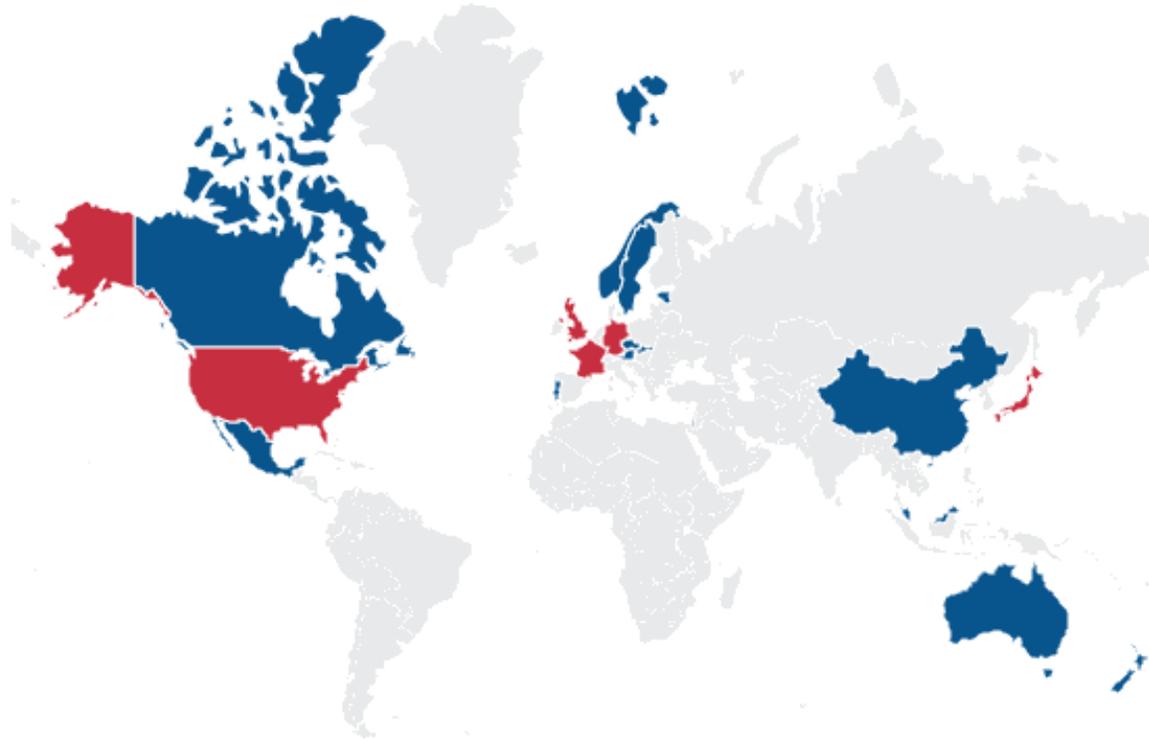


低い！

相続税・贈与税

財務省HPより

相続税 ある国、ない国



- 相続税のある国
- 相続税のない国

相続税のない国

カナダ、メキシコ

ノルウェー、スウェーデン、チェコ、スロバキア、ポルトガル

中国、香港、シンガポール、マレーシア

オーストラリア、ニュージーランド

など

日本経済新聞「世界の相続税事情は？」
(2015年07月29日) より

課税根拠

- 遺産の取得による担税力の増加
（お金のあるところから税金を！）
- 富の過度の集中を抑制する
- 富の再分配：
 - 相続した者と相続しなかった者との
財産保有状況の公平をはかる
 - 世代間格差を縮小させる

(図表2) 遺産税・取得税方式の課税根拠と機能面の特徴

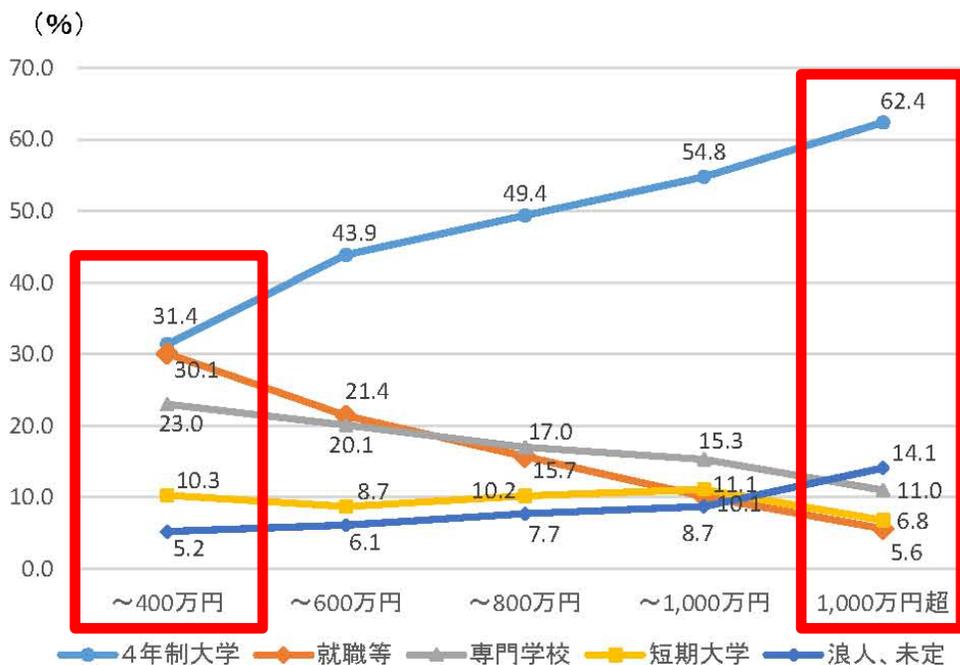
	遺産税方式 (被相続人が納税義務者)	取得税方式 (相続人が納税義務者)
◆親和性の高い課税根拠	・被相続人が生前に税制上の優遇などで享受した税負担軽減分を清算する	・相続による遺産取得は、無償所得であり、相続人の担税力を増加させる
	・被相続人の老後扶養のために社会が負担してきた分を清算する	
	・富を再分配する (世代間の公平・格差是正に焦点)	・富を再分配する (現役世代内の公平・格差是正に焦点)
◆垂直・水平的公平性	・(被相続人の間で) 確保される	・(相続人の間で) 確保される
◆富の集中の抑制機能	・低い。遺産分割を促進するような誘因なし	・高い。累進税率の場合、遺産がより多くの相続人に、より均等に分割されるほど、税総額が減るため、遺産分割が促進される
◆税収との関係	・中立的。税額は基本的に遺産額に応じて決まり、遺産をどう分割したかによって税額が変わることはない	・下方バイアスがある。遺産分割が進むと、税収は減るため。また、実際より多くの分割を装うなどの脱税行為が起きる恐れ
◆税務行政の負担	・軽い。被相続人の遺産額のみ調査・把握すればよい	・重い。全ての相続人とその取得財産を調査・把握する必要

(資料) 各種資料をもとに日本総合研究所作成

親の所得と子の大学進学率

- 親の所得が高いほど、子の4年制大学への進学率が高くなる傾向。
- これにより、子の生涯賃金も高くなることが考えられる。

高校卒業後の予定進路(家計年収別)



学歴別生涯賃金



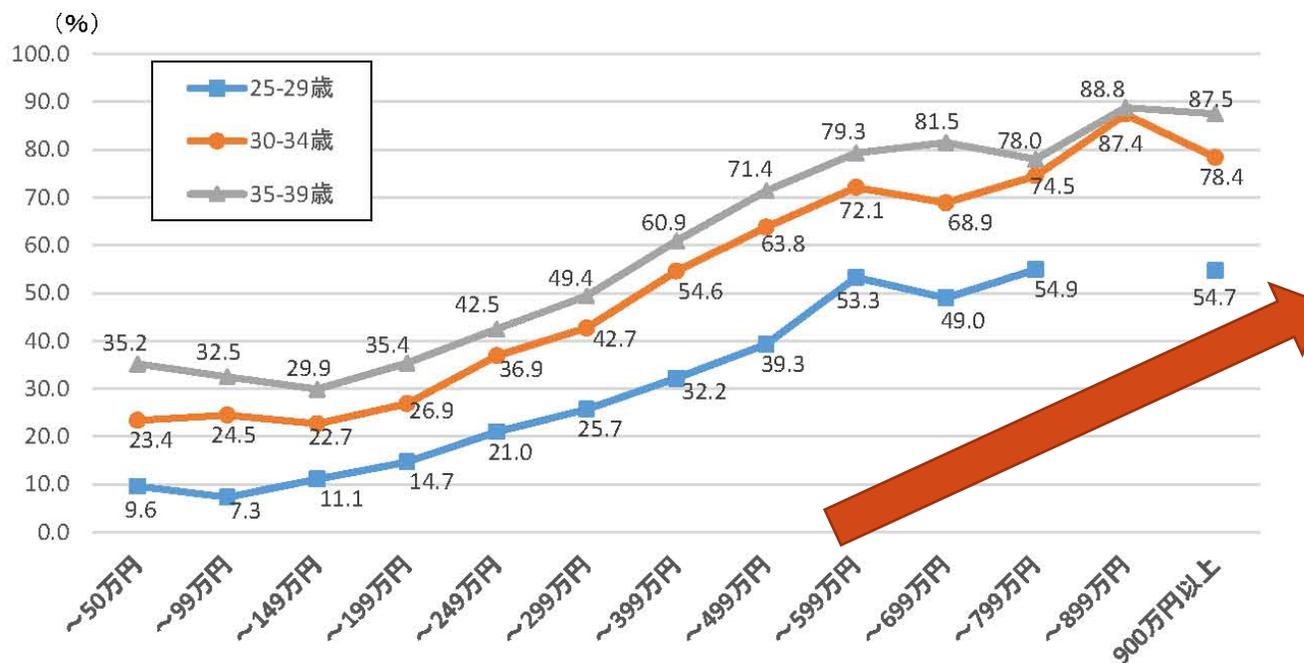
(注)学校を卒業しただちに就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合(同一企業継続就業とは限らない)。退職金を含めない。

税制調査会
(第18回総会)
資料
(2018.10.17)

所得格差が結婚に与える影響

- 男性の年収別有配偶率をみると、一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。

男性の年収別有配偶率

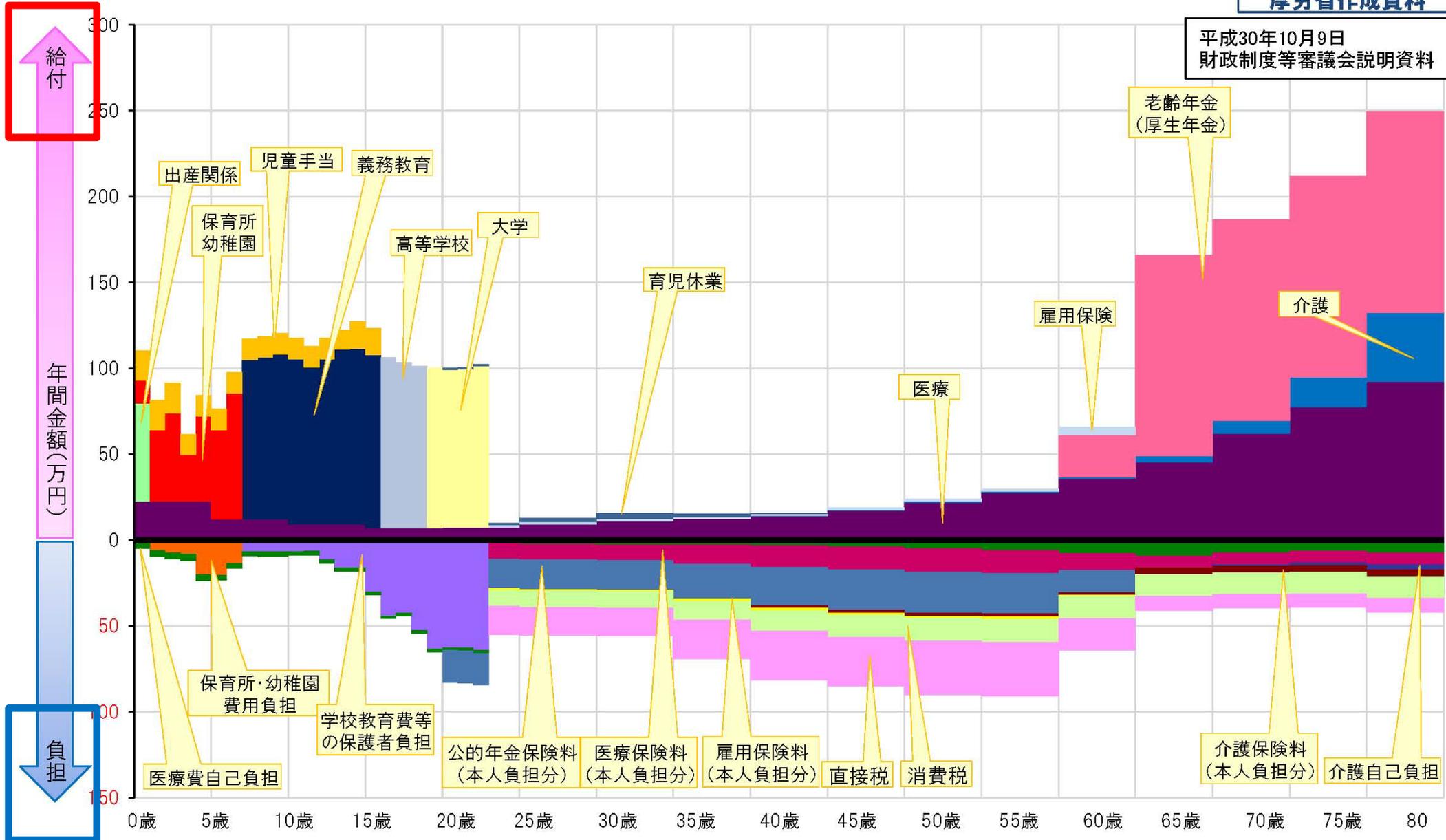


税制調査会
(第18回総会) 資料
(2018.10.17)

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ

厚労省作成資料

平成30年10月9日
財政制度等審議会説明資料

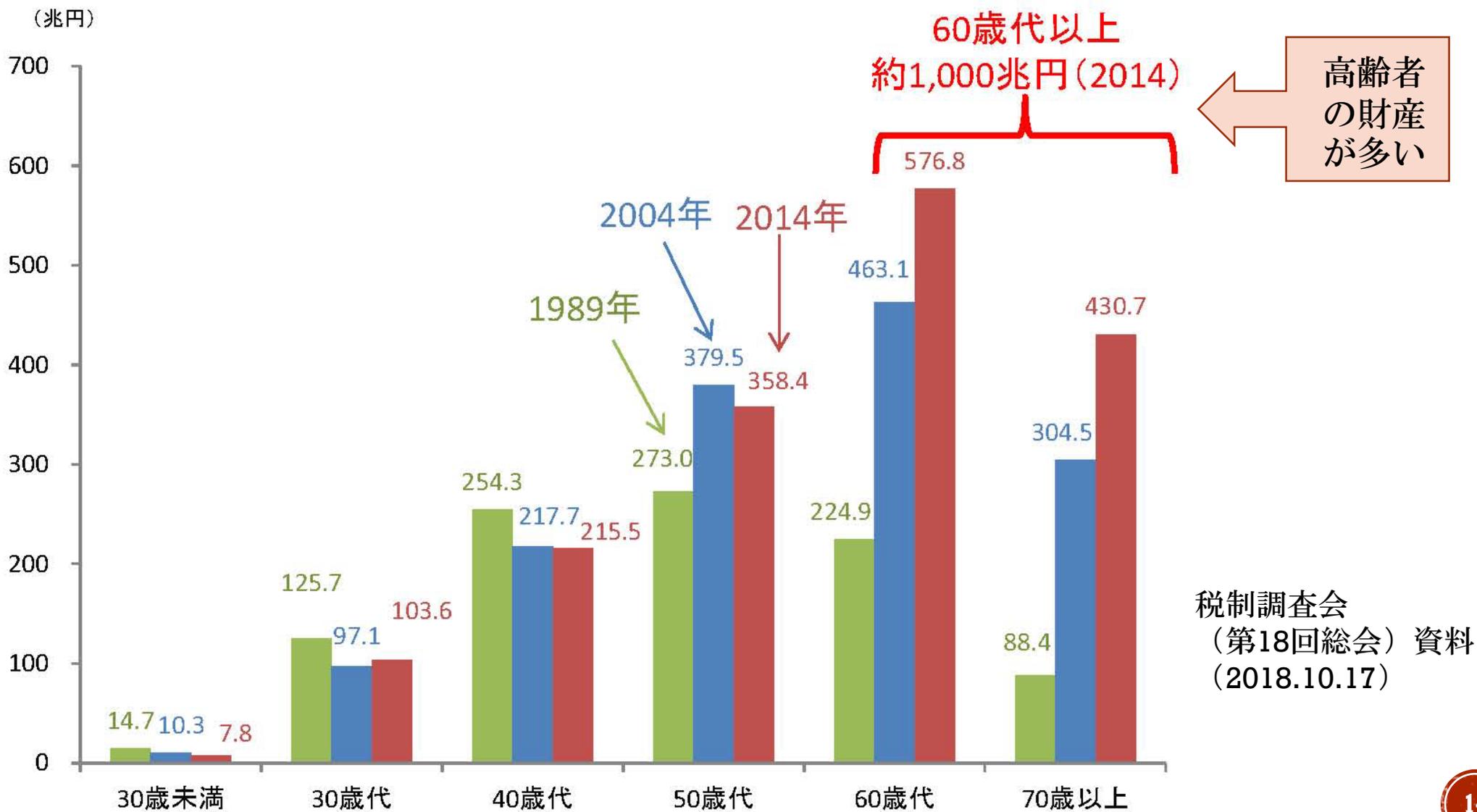


高齢者は多く給付を受ける

→ 年齢

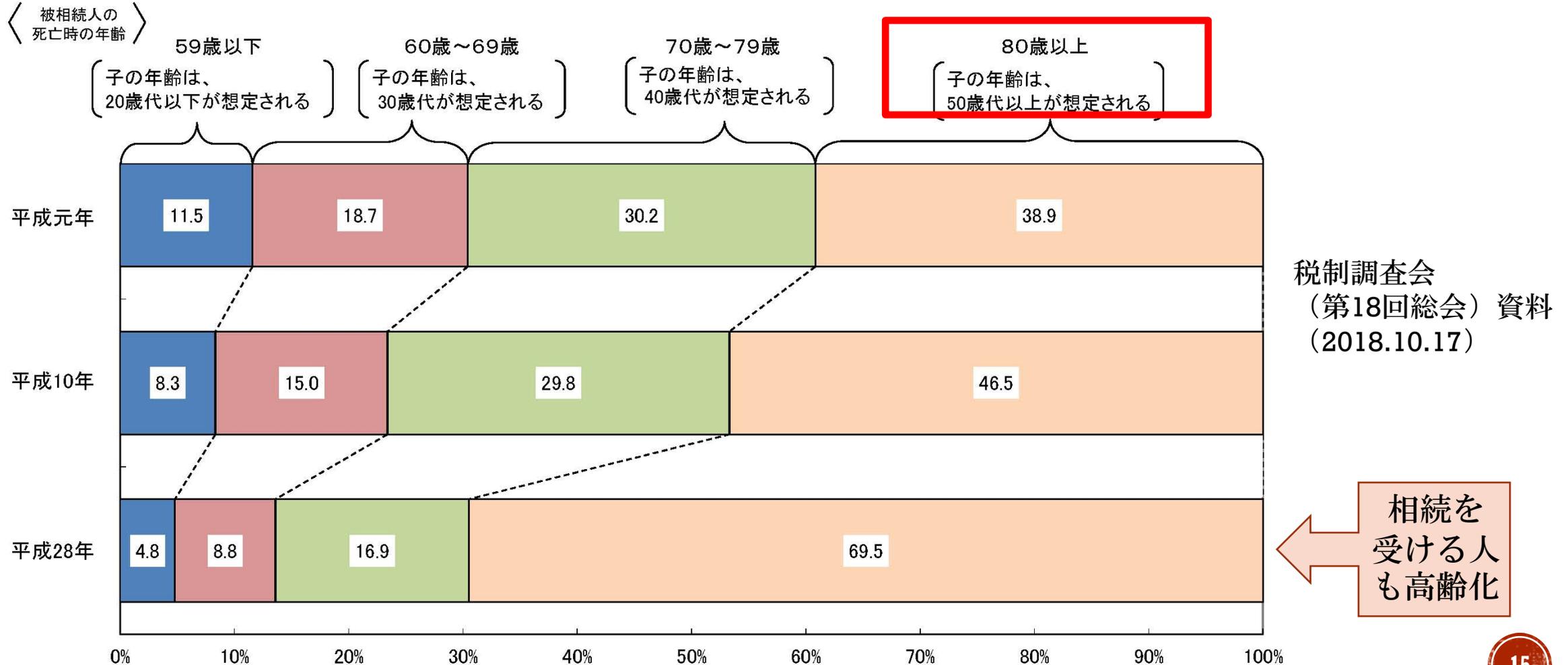
税制調査会
(第18回総会) 資料
(2018.10.17)

年代別金融資産保有総額（兆円）



相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

- 被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。
⇒ 資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について検討していく必要。



(注) 主税局調べ。

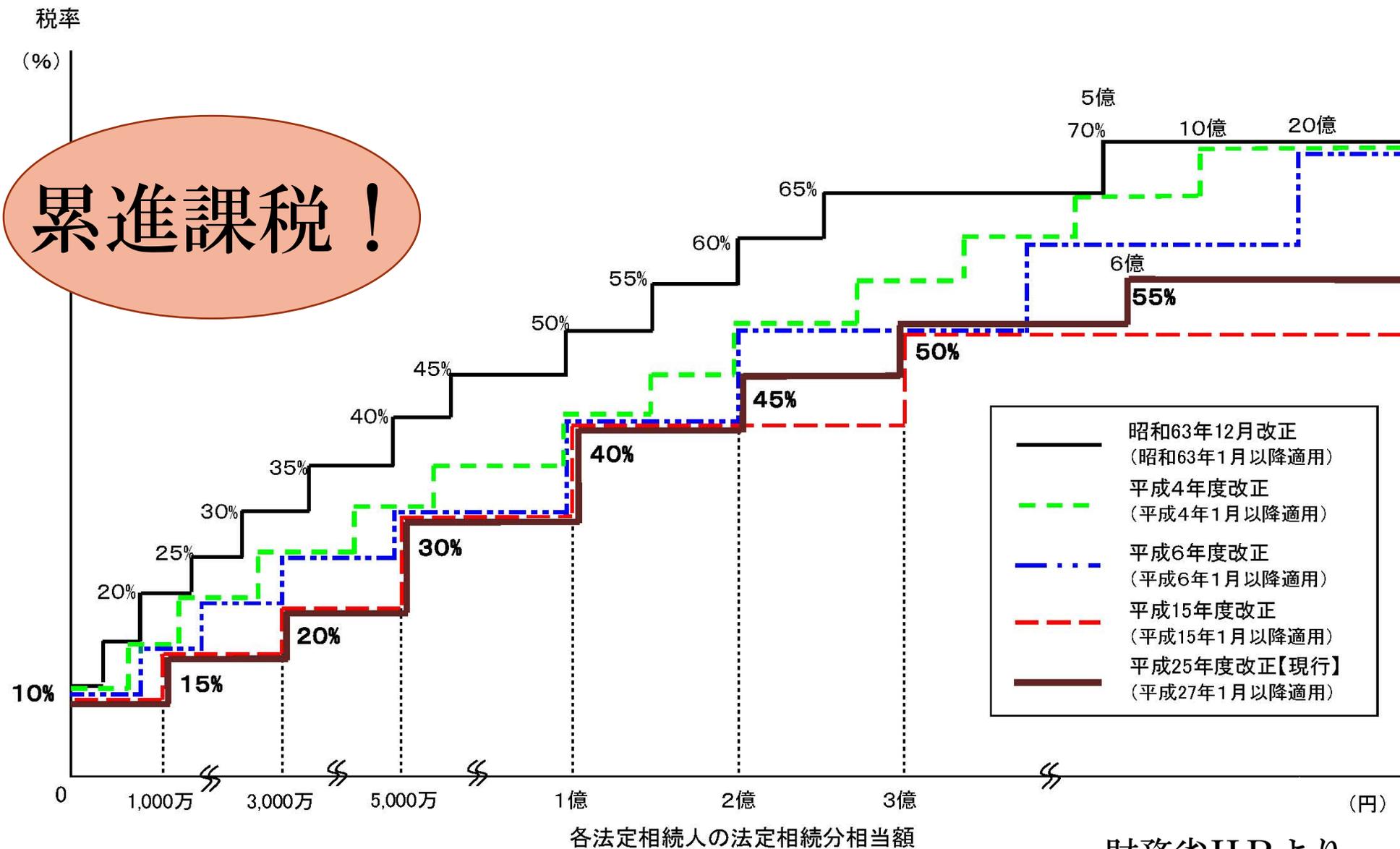
100%
〈構成比〉

7

16

税率と負担割合

最近における相続税の税率構造の推移



超過累進税率

所得税の税率は、所得が多くなるに従って段階的に高くなり、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担するしくみとなっています。

(例) 課税所得金額が650万円の場合に適用される所得税の税率及び所得税額（令和2年分）



税率5% : $195\text{万円} \times 0.05 = 9\text{万}7,500\text{円}$

税率10% : $135\text{万円} \times 0.1 = 13\text{万}5,000\text{円}$

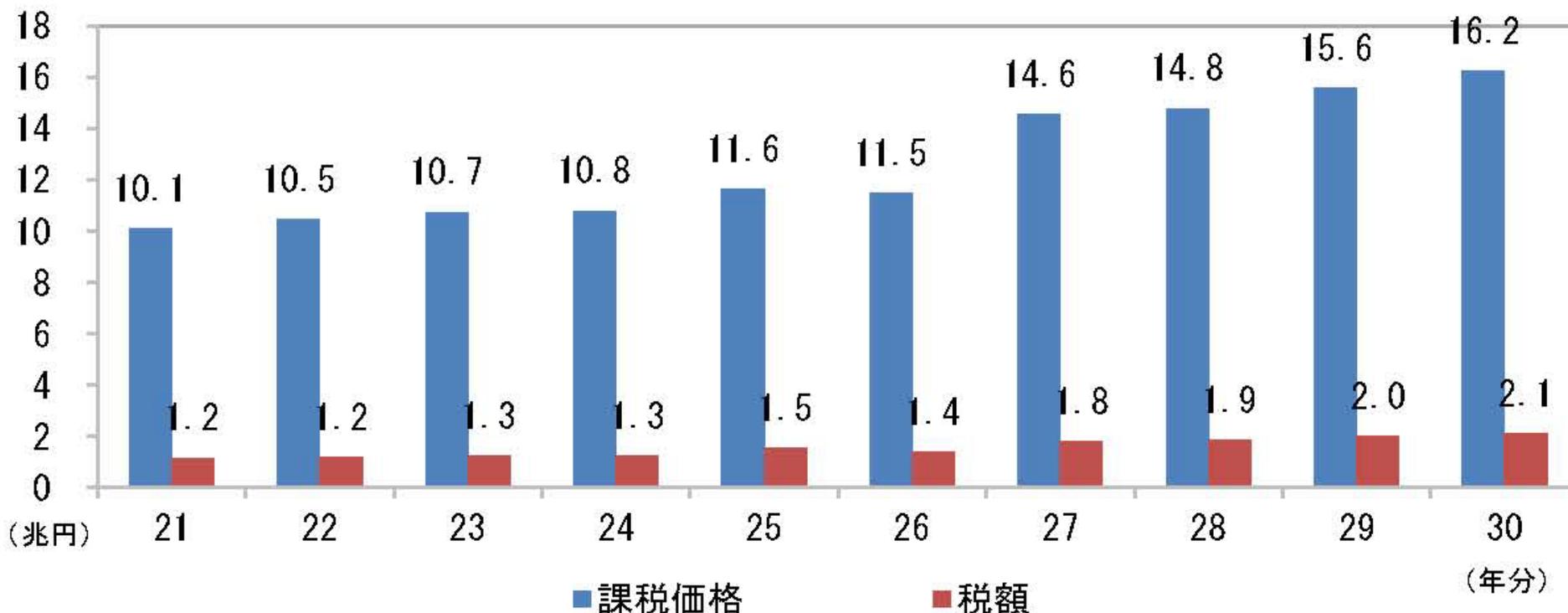
税率20% : $320\text{万円} \times 0.2 = 64\text{万円}$

所得税額 : $9\text{万}7,500\text{円} + 13\text{万}5,000\text{円} + 64\text{万円} = 87\text{万}2,500\text{円}$ (所得税額)

注: 土地建物等や株式等の譲渡所得など他の所得と区分して税額を計算する所得もあります。

相続財産のうち 平均で約1割が相続税の税額

相続税の課税価格及び税額の推移

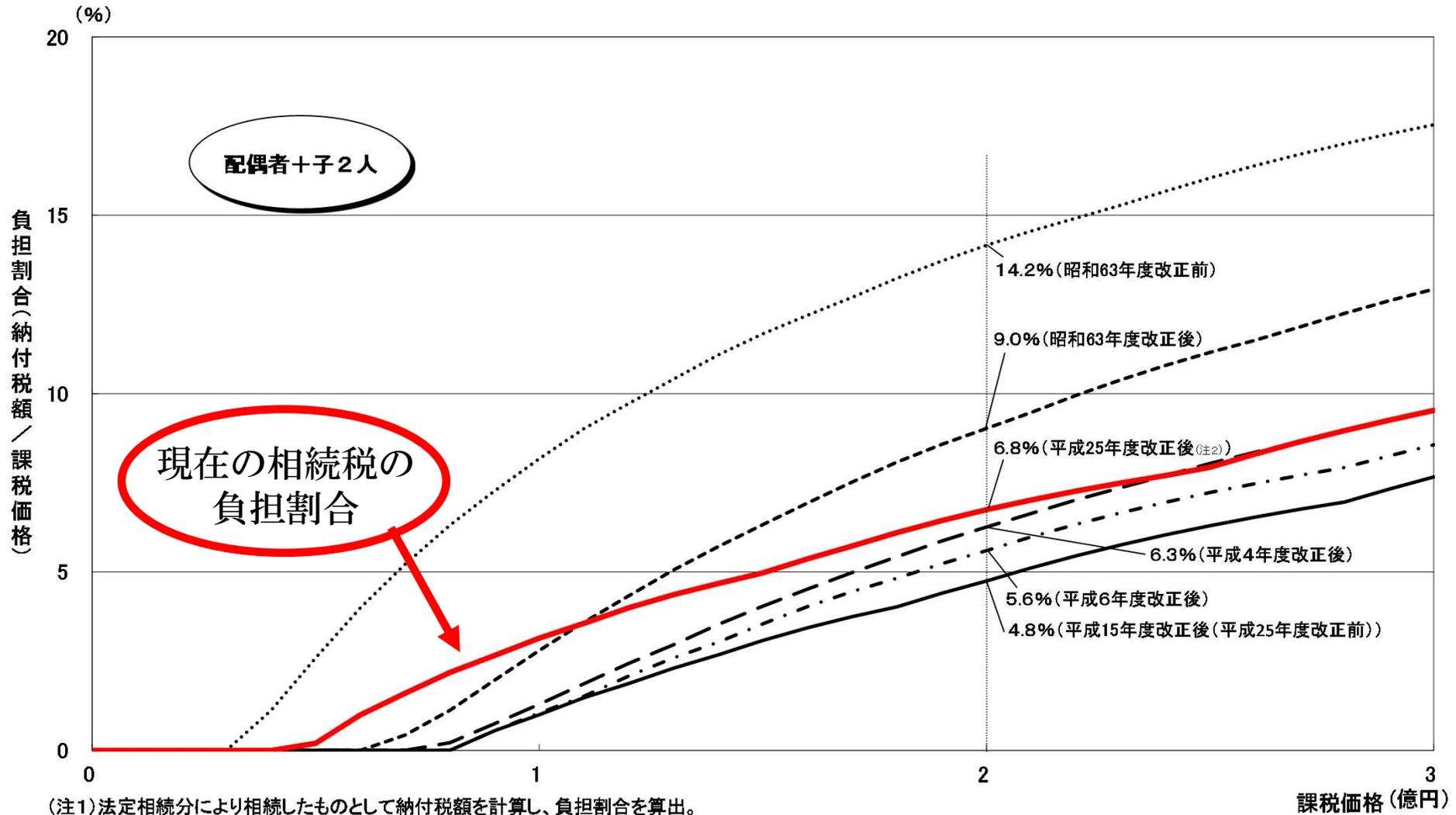


国税庁HP「相続税の申告実績の概要」より

相続税の合計課税価格階級別の課税状況等(平成29年分)

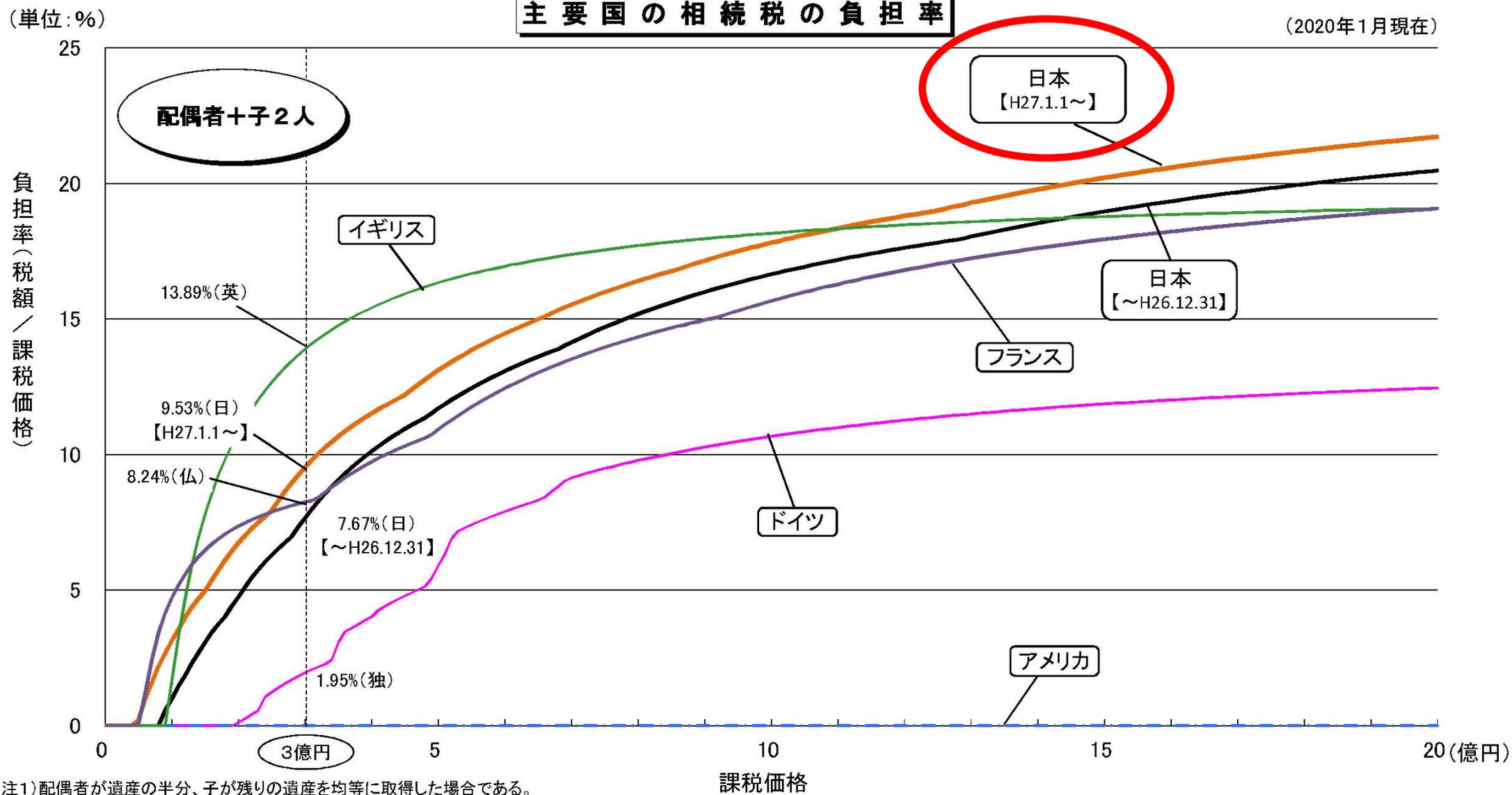
合計課税価格 階級区分	件数		納付税額		平均 課税価格 (a)	平均 納付税額 (b)	負担割合 (b)/(a)
	件数	累積割合	税額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～5千万円	10,189	9.1	64	0.3	4,438	63	1.4
～1億円	56,180	59.4	1,392	7.2	7,114	248	3.5
～2億円	29,538	85.8	3,290	23.5	13,708	1,114	8.1
～3億円	7,782	92.8	2,428	35.5	24,077	3,119	13.0
～5億円	4,766	97.1	3,146	51.1	37,739	6,600	17.5
～7億円	1,575	98.5	2,024	61.2	58,687	12,851	21.9
～10億円	872	99.3	1,790	70.0	82,755	20,525	24.8
～20億円	632	99.8	2,419	82.0	133,415	38,272	28.7
～100億円	178	99.9	2,000	91.9	308,390	112,339	36.4
100億円超	16	100.0	1,633	100.0	2,384,419	1,020,581	42.8
合計	111,728		20,185		13,952	1,807	12.9

相続税の負担割合の推移



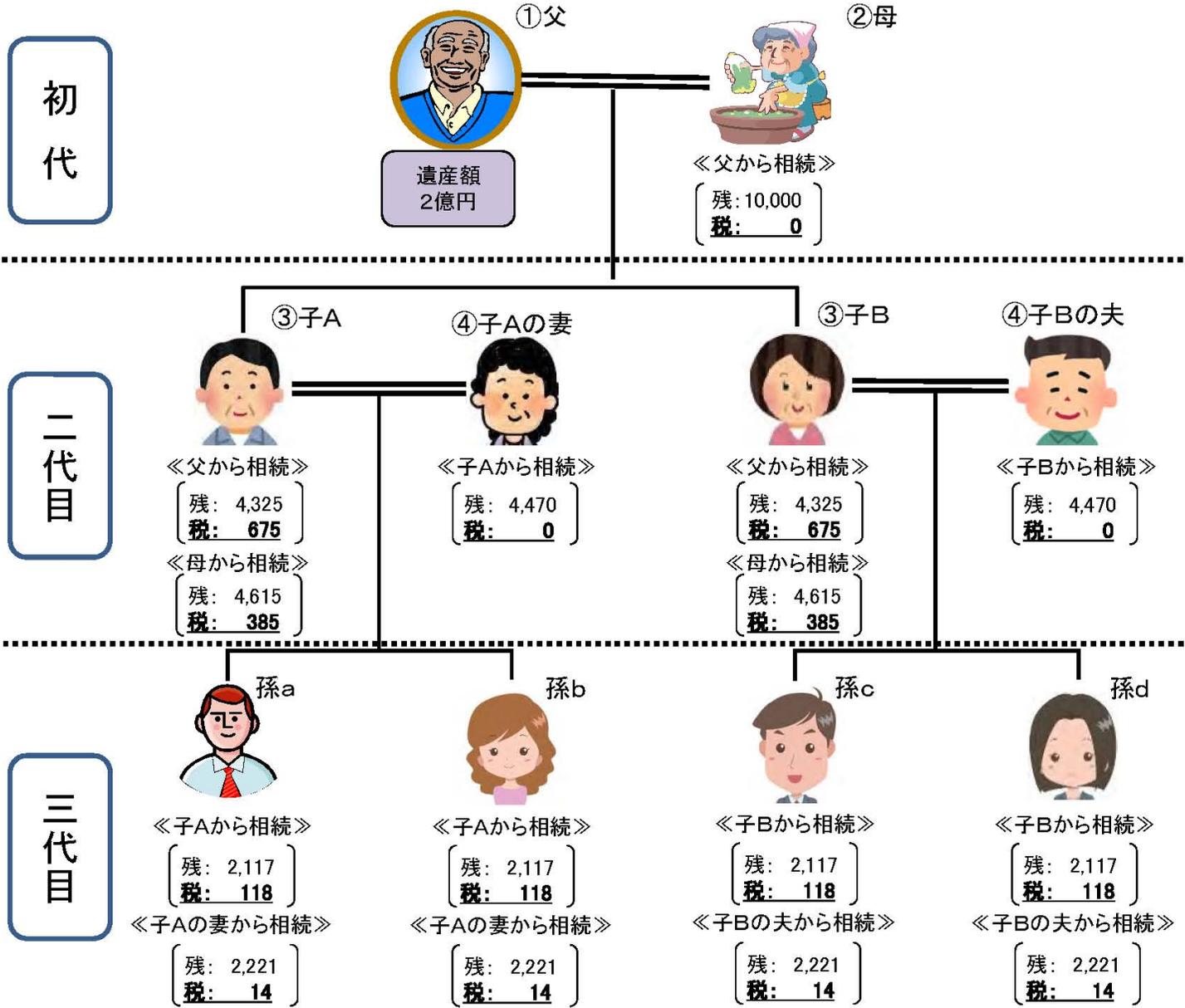
主要国の相続税の負担率

(2020年1月現在)

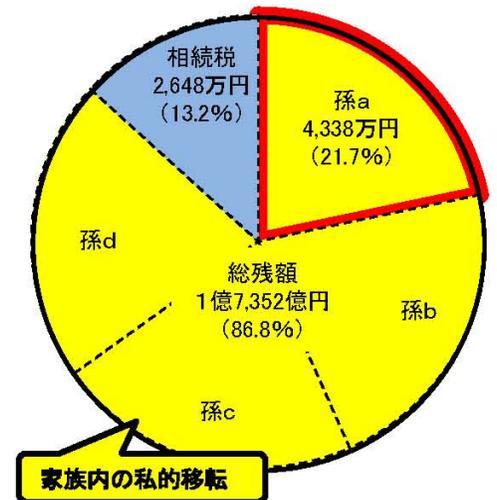


(注1) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

三代相続が行われた場合の相続課税のイメージ(遺産額2億円・配偶者+子2人)



三世代相続後における初代の遺産額(2億円)の内訳



(参考1) 相続税の平均課税価格は、2億1,385万円(平成25年分)

(参考2) 課税価格が2億円以下の件数は、全体の73.1%(平成25年分)

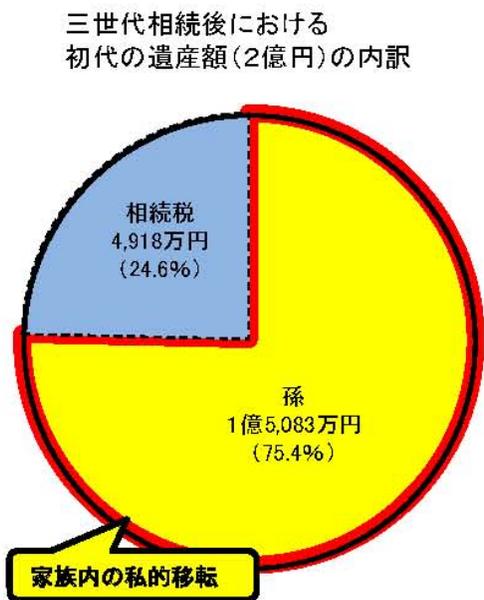
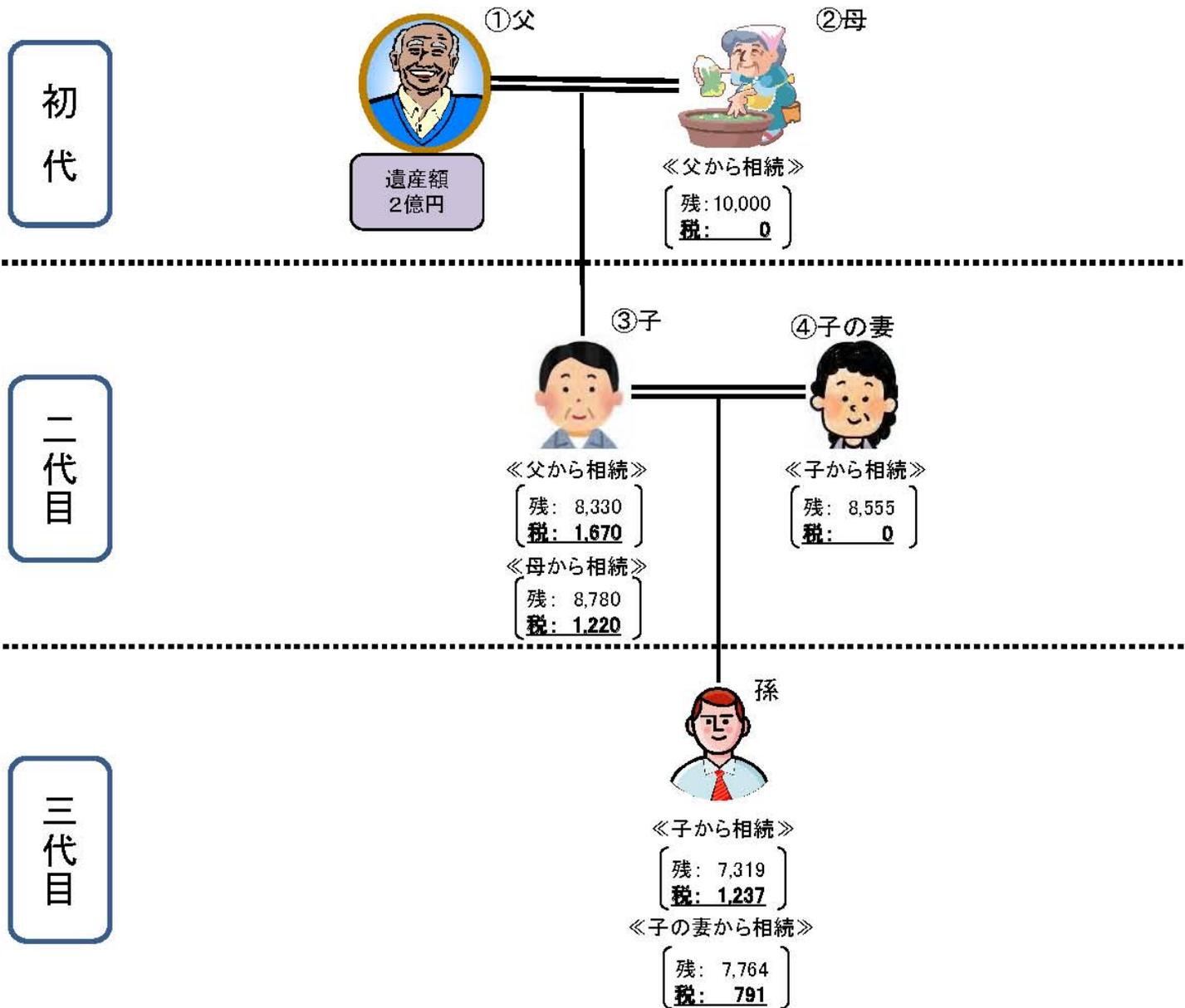
取得財産額に占める相続税額の割合

【二代目(子A・B)】	$\frac{1,060}{10,000} = 10.6\%$
【三代目(孫a~d)】	$\frac{132}{4,470} = 3.0\%$

税制調査会
(第25回総会)
資料
(2015.10.27)

(注)遺産を法定相続分で取得したものと計算(=遺産は全て金融資産から構成されると仮定し、基礎控除・配偶者控除のみを適用)

三代相続が行われた場合の相続課税のイメージ(遺産額2億円・配偶者+子1人)



(参考1)
相続税の平均課税価格は、2億1,385万円(平成25年分)

(参考2)
課税価格が2億円以下の件数は、全体の73.1%(平成25年分)

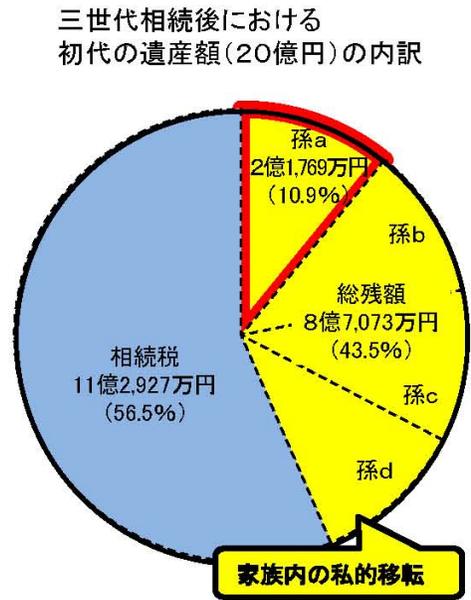
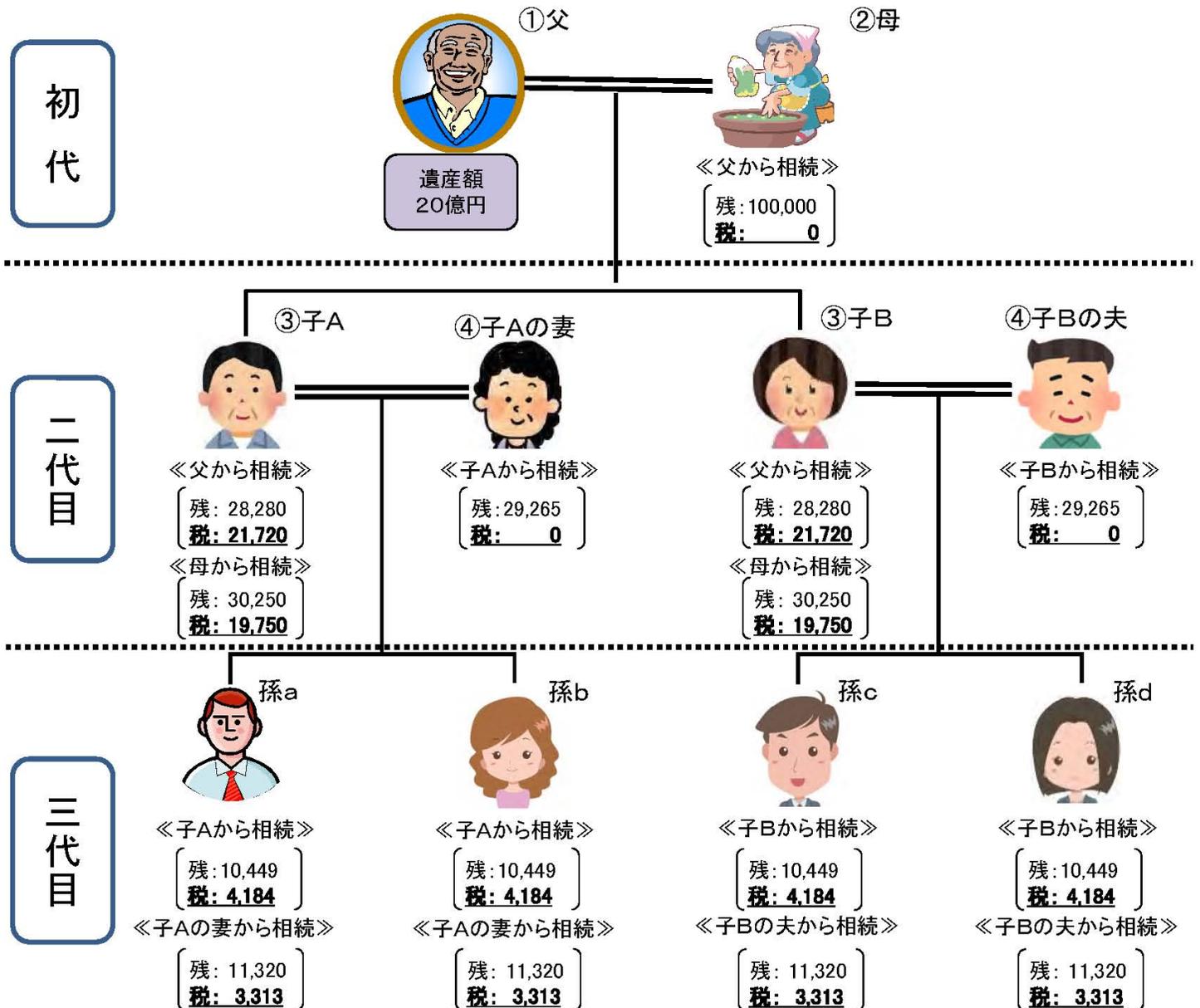
取得財産額に占める相続税額の割合

【二代目(子)】	$\frac{2,890}{20,000} = 14.5\%$
【三代目(孫)】	$\frac{2,028}{17,111} = 11.9\%$

税制調査会
(第25回総会)
資料
(2015.10.27)

(注)遺産を法定相続分で取得したものとして計算(=遺産は全て金融資産から構成されると仮定し、基礎控除・配偶者控除のみを適用)

三代相続が行われた場合の相続課税のイメージ(遺産額20億円・配偶者+子2人)



(参考1)
相続税の平均課税価格は、
2億1,385万円(平成25年分)

(参考2)
課税価格が20億円を超える
ケースは、死亡者1万人当たり
約1.5人(平成25年分)

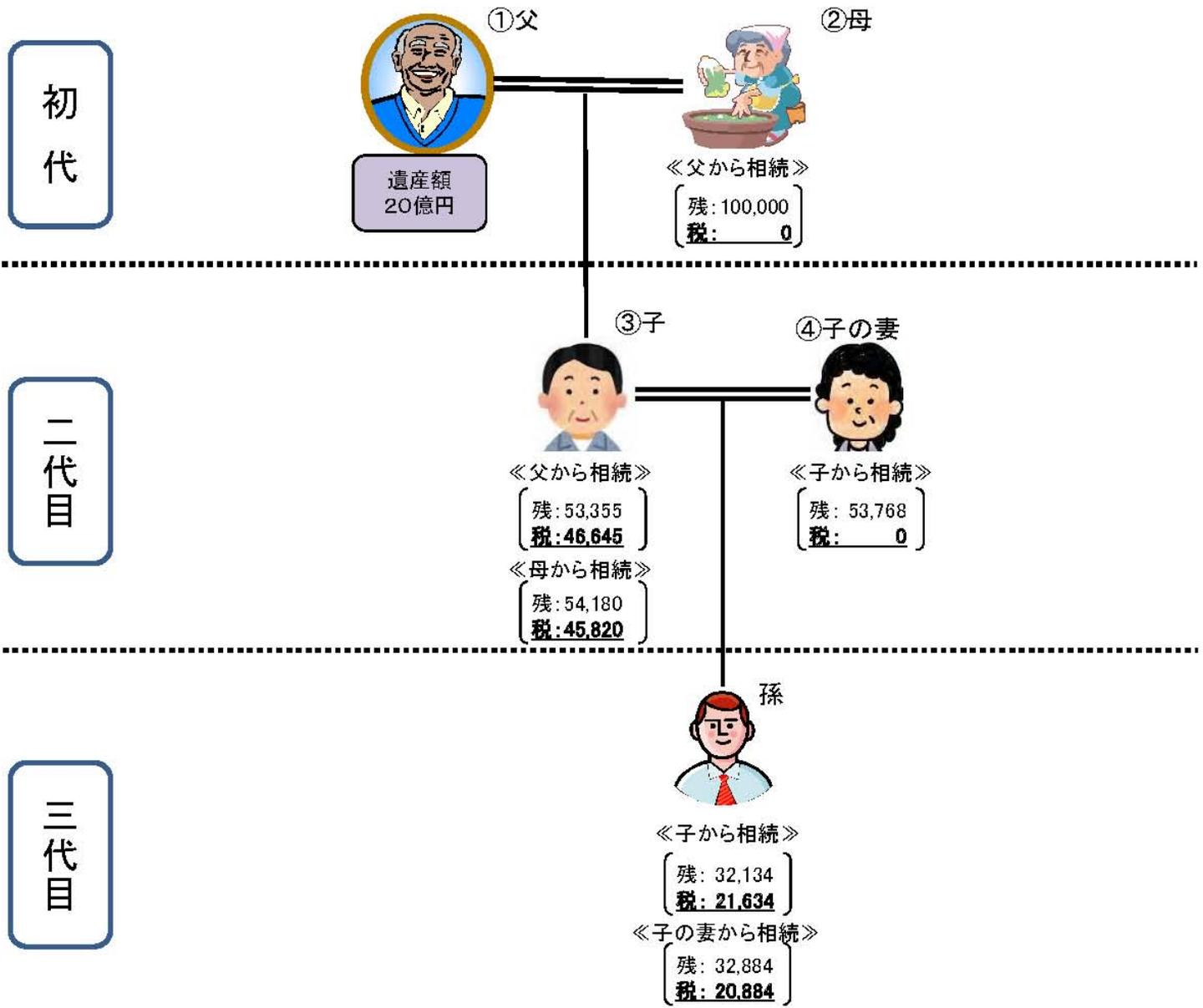
取得財産額に占める相続税額の割合

【二代目(子A・B)】	$\frac{41,470}{100,000} = 41.5\%$
【三代目(孫a~d)】	$\frac{7,497}{29,266} = 25.6\%$

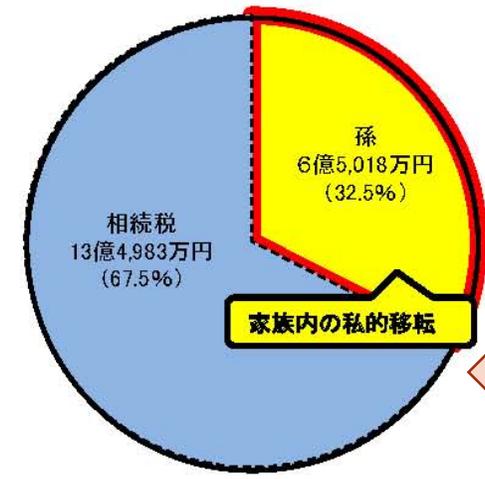
税制調査会
(第25回総会)
資料
(2015.10.27)

(注)遺産を法定相続分で取得したものとして計算(=遺産は全て金融資産から構成されると仮定し、基礎控除・配偶者控除のみを適用)

三代相続が行われた場合の相続課税のイメージ(遺産額20億円・配偶者+子1人)



三世代相続後における初代の遺産額(20億円)の内訳



2 / 3 が相続税

(参考1) 相続税の平均課税価格は、2億1,385万円(平成25年分)

(参考2) 課税価格が20億円を超えるケースは、死亡者1万人当たり約1.5人(平成25年分)

取得財産額に占める相続税額の割合

【二代目(子)】	$\frac{92,465}{200,000} = 46.2\%$
【三代目(孫)】	$\frac{42,518}{107,536} = 39.5\%$

税制調査会 (第25回総会) 資料 (2015.10.27)

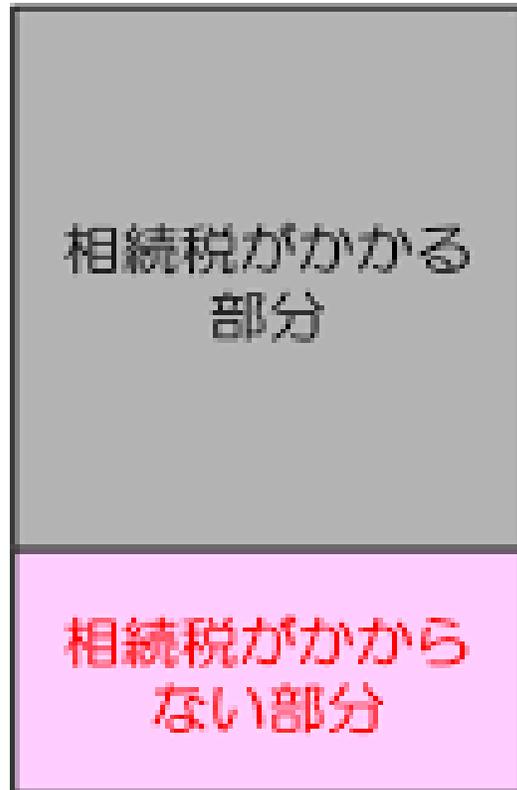
(注)遺産を法定相続分で取得したものとして計算(=遺産は全て金融資産から構成されると仮定し、基礎控除・配偶者控除のみを適用)

27

相続税のしくみ

相続税の基礎控除額

亡くなった方の財産



←相続税がかかるのは
灰色の部分。

← 基礎控除

(3000万+法定相続人の数×600万)

※相続人が3人であれば4800万

もし、相続財産が
基礎控除額

(一定の金額) を
超えないようであれば、
相続税の申告自体が
必要なく、
納税も必要ない

相続税が課税される財産等

相続財産(H28年)
15.9兆円

〔相続財産の内訳〕

土地 : 6.0兆円(38.0%)
 有価証券 : 2.3兆円(14.4%)
 現金預金 : 4.9兆円(31.2%)
 その他 : 2.6兆円(16.4%)
 (家屋・構築物、生命保険等)

合計 : 15.9兆円

課税遺産総額

基礎控除

3,000万円
+
600万円
× 法定相続人数

債務控除 等

非課税財産等

相続税額の計算
の基礎となる金額

非課税財産

- 墓所、霊びょう等
- 死亡保険金・死亡退職金のうち一定の金額
(500万円×法定相続人数)
- 相続人が、申告期限までに国や公益法人
等に贈与(寄附)した相続財産

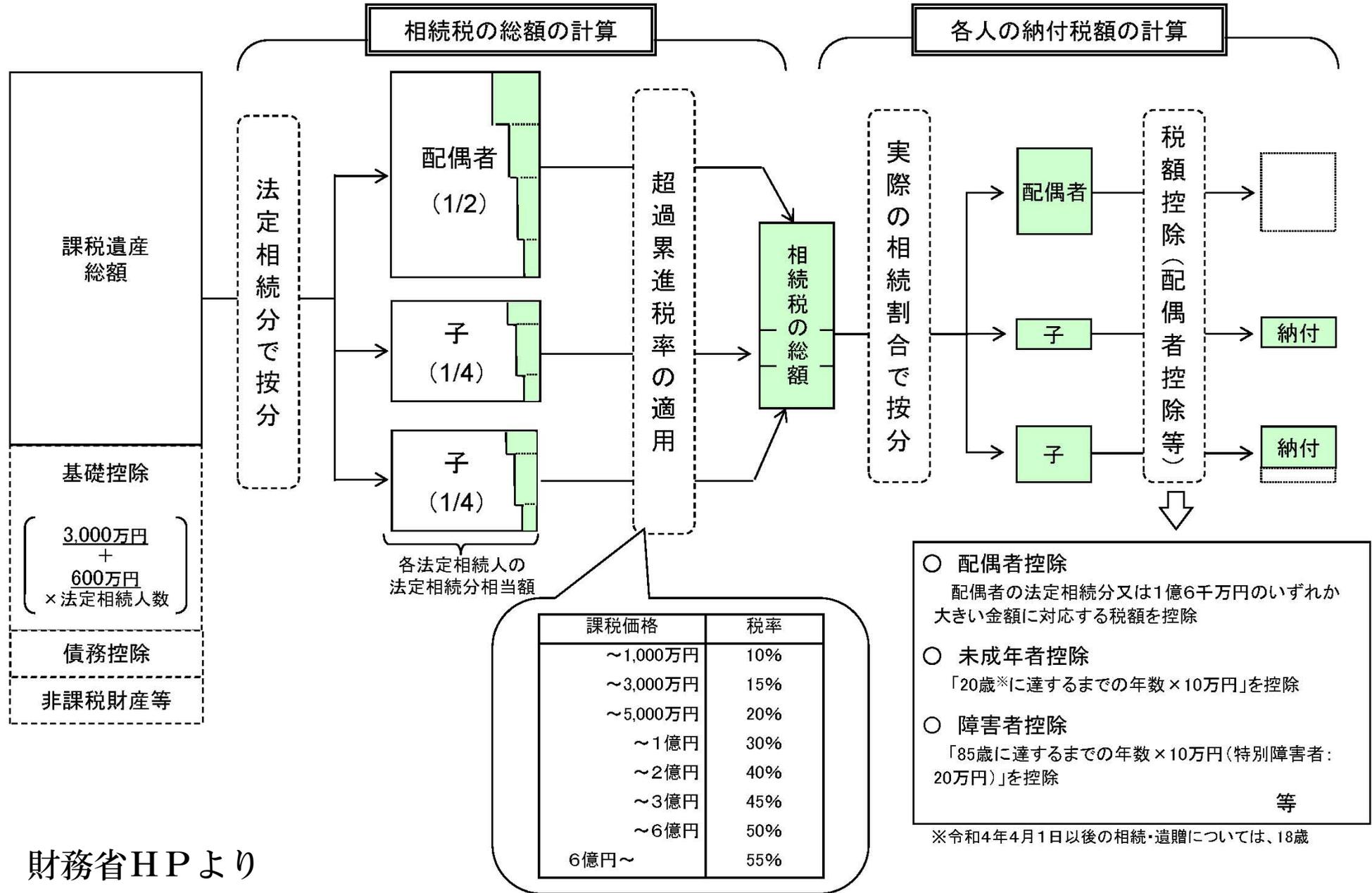
等

課税価格の減額特例

- 小規模宅地等の課税の特例
 - ・ 事業用宅地(400㎡まで80%減額等)
 - ・ 居住用宅地(330㎡まで80%減額)

等

相続税の仕組み



財務省HPより

法定相続分課税方式による 資産取得税方式

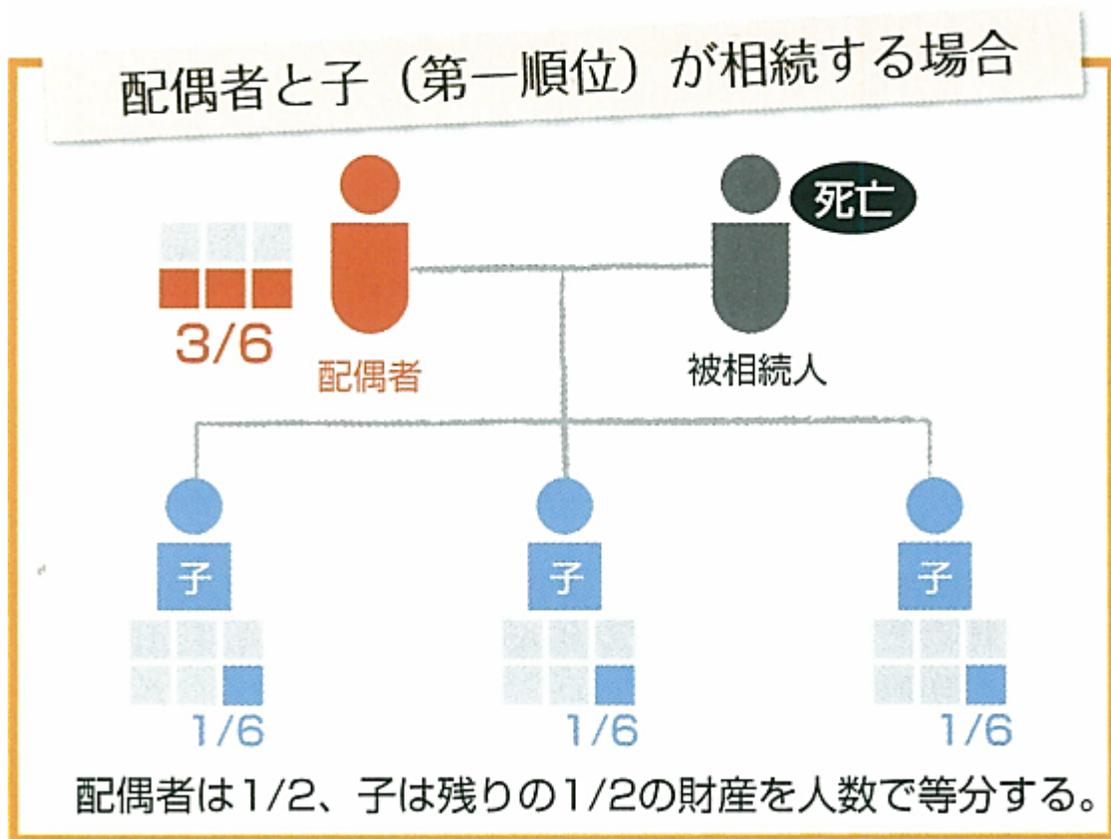
各相続人が**法定相続分**の通り遺産を取得したと**仮定**して相続税の総額を計算
= 1人で遺産を取得しても複数人で遺産を取得しても、相続税の総額が同じになる

法定相続分：法定相続人が相続する割合のこと。法廷相続人の権利や割合は、法律で定められている

- ①相続人が**配偶者**と被相続人の**子供**⇒配偶者2分の1、子供2分の1
- ②相続人が**配偶者**と被相続人の**父母**⇒配偶者3分の2、父母3分の1
- ③相続人が**配偶者**と被相続人の**兄弟**⇒配偶者4分の3、兄弟4分の1

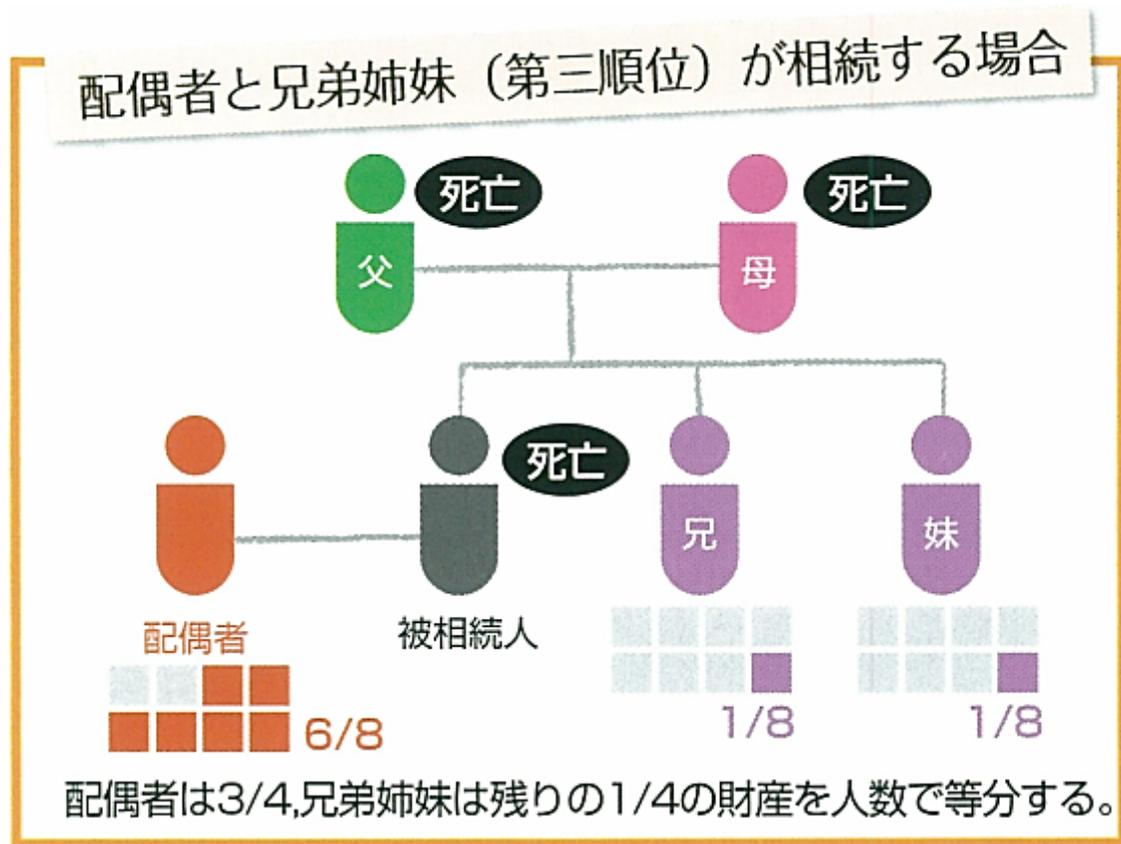
※子供、父母、兄弟がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分ける

相続人と相続分、遺産に係る基礎控除額



遺産に係る基礎控除額 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 4\text{人} = 5,400\text{万円}$

相続人と相続分、遺産に係る基礎控除額



遺産に係る基礎控除額 $3,000万円 + 600万円 \times 3人 = 4,800万円$

35

贈与税のしくみ

2つの贈与税の課税方式

- 暦年課税

「1年間」に、

「もらった人1人」に対して、

110万の基礎控除

- 相続時精算課税

60歳以上の父母または祖父母から、

20歳以上の推定相続人である子または孫に対して財産を贈与した場合に、

2,500万円の限度額に達するまで何度も控除が出来る贈与税の特例

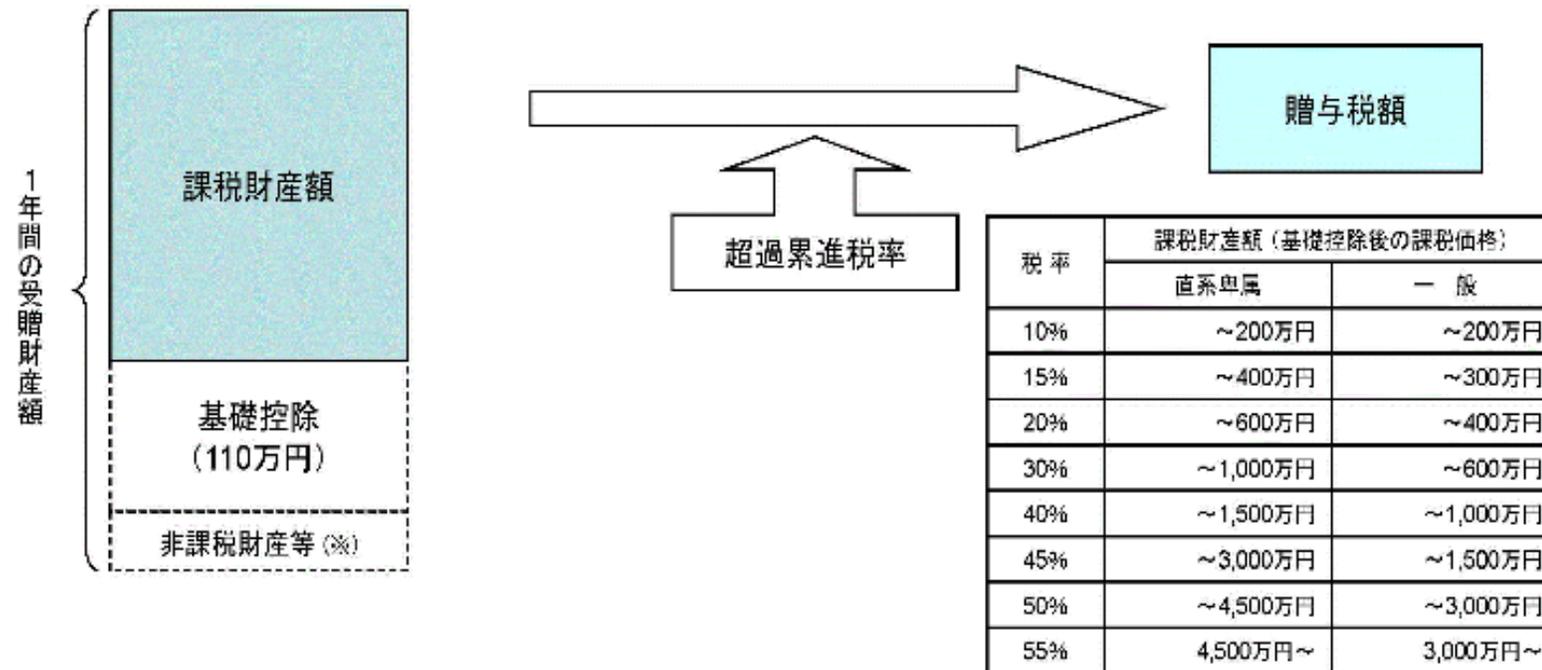
贈与税の概要

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時点における時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持っています。

課税方法は、受贈者が「暦年課税」又は「相続時精算課税」を選択できます。

1. 暦年課税の仕組み

暦年課税の概要



(※) 扶養義務者相互間の生活費又は教育費に充てるための受贈財産

婚姻期間が20年以上の配偶者から贈与を受ける居住用不動産(限度:2,000万円)等

課 税 価 格
(1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額)

(適用要件を満たす場合)

改正1
(P.5)

選択する

相続時精算課税を

選択しない

相続時精算課税

暦年課税

① 贈与財産の価額から控除する金額

特別控除額 2,500万円

※ 前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

② 税率

(特別控除額を超えた部分に対して)
一律20%の税率

【贈与者の相続時に精算】

【相続税との関係】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します(控除しきれない金額は還付されます。)

① 贈与財産の価額から控除する金額

基礎控除額 毎年110万円

※ 課税価格が110万円を超える場合は、申告が必要となります。

② 税率

(基礎控除後の課税価格に対して)
超過累進税率

【相続税との関係】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額(贈与時の時価)は加算しなければなりません。

改正2
(P.6)

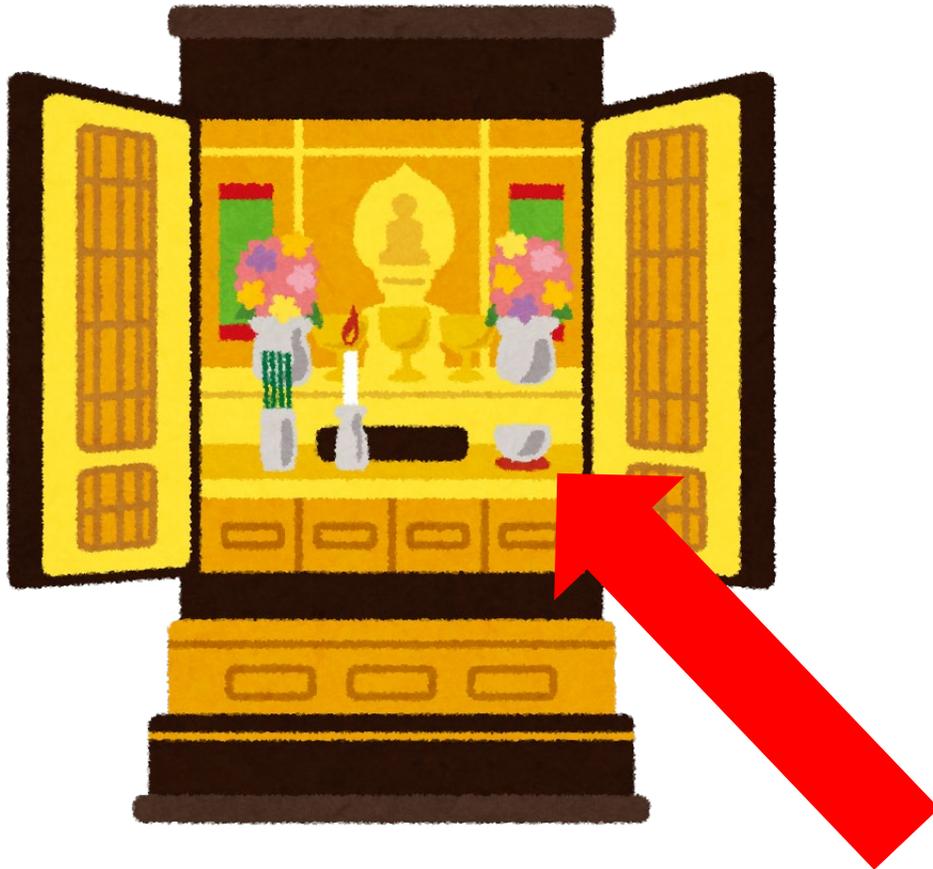
39

相続税対策

相続税対策いろいろ

- 純金のお鈴をつくる
 - 孫を養子にする
 - 相続税のない国に引っ越す
 - 借金をして土地を購入し、賃貸アパートを建てる
 - 一般社団法人を設立して、財産を移転する
- などなど

純金のお鈴をつくる



墓所、霊廟、祭具などは
非課税



純金ののべ棒ではなく、
お鈴にして仏壇に置く

相続税・贈与税のない国に引越す

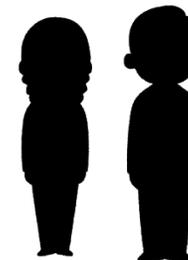
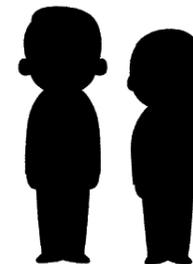
外国



国外財産



日本



日本の相続税・贈与税は課税されない

さいごに

税金って、深くて、おもしろいよ！

ご静聴ありがとうございました